委員のご指摘事項とその対応について

発言者	ご指摘事項	対応方針		
【論点】特定者間ガイドラインの対象について				
明日香委員	相対取引であっても、公的な意味合いを持つという前提で議論 したほうがよいのではないか	市場流通型でカバーしきれない特定者間の取り組みについて何らかのガイダンスを示すのが本ガイドラインの目的。商品・サービス販売(消費者に向けた情報提供)、企業のCSR活動(株主等に向けた情報提供)や自治体間の協定(納税者への情報提供)など、クレジットの使い方は全て公的な意味合いをもつという前提に基づき、既存の情報提供ガイドラインに準拠することとする。		
末吉委員	特定者間 = 市場を流通しないという仕訳でよいのか。入り口の取引が私的取引であっても、最終的な利用方法(PR 等)が公的な取扱いになると、市場流通かどうかという定義では議論ができないのではないか。	市場流通かどうかという指針の定義は、カーボン・オフセットの使い道として、転々流通してしまうような商品・サービスに付与できるものをいう。このため、特定者間完結型のクレジットをオフセットに使う場合は、市場流通型に比べて、使途が限定されることになる。		
武川委員	相対取引で完結するものと、市場的広がりがでる特定者間の取り組みとでガイドラインの厳格さに違いがでることが明確ではない。緩和策については、本ガイドラインの対象が何かで決まるため対象を再考する必要がある。	特定者間の取り組みは市場流通型よりも緩くてよい、ということではなく、逆に使途が特定者間のオフセットに限定されることを、ガイドラインでは明確にしたい。		
武川委員	特定者間は小規模な取り組みを 支援するという定義と、相対取引 のため関係者が少ないという定 義とがずれている。市場流通型 と特定者間とではアプローチが 異なるためガイドラインは緩和策 が設けられるというのであれば、 どういう定義で両者が異なるか明 確にしなければならない。	特定者間の定義については、指針の2つのポイントのみとし、 J-VER にならない小規模なもの、という定義は除外する。		

発言者	ご指摘事項	対応方針	
末吉委員	通常の取引では、私的取引までに規制を設けてよいのかという疑問がある。保護する権利、排除したいリスクなどの視点を明確化し潜在的なリスクを排除することと、手続を緩和することと区別して議論したほうがよい。	自治体間や企業間での取引について、本ガイドラインはガイダンスを示すに過ぎないため規制的な意味合いはない。しかし、前述のとおり消費者保護を念頭においているため、特定者間完結型に分類されるクレジットは、 品質確保につとめること、 無効化の仕組みがないため転売できないことをガイドラインで明確にしたい。	
小林委員	自治体が発行する証書は、自治体間で取引され商品などには使わない場合と、企業が購入し吸収証書を商品戦略に使うケースとがある。自治体間取引について、特定者間でどう位置付けるかが課題。	カーボン・オフセットの取り組みから外れる、環境価値の取引については、本ガイドラインの対象外となる。しかし、環境価値の使途の一つとしてのカーボン・オフセットの取り組みの注意点としては、明記することとする。特定者間は、特定の2者での環境価値の取引であることから、証書を第三者に手渡すなど、市場流通型と誤解されるような取引については望ましくない。また、商品サービスに付与する場合は、特定者間での取引が完結しているものであることを明確に記載し、消費者の手に環境価値が渡るような誤解を招く表示をしないよう、関連法令に配慮しなければならない。	
武川委員	民間企業同士が特定者間取引を行う場合、特定者間だから第三者検証をしなくてもよい、というものではない。全く第三者が確認しない状態で環境価値を商品に付与し販売するケースを想定して議論していないのではないか。	特定者間完結型の課題として、 品質、 無効化処理が不確かな環境価値をオフセット商品に付与して市場に流通しているという現状がある。 本ガイドラインでは、まず第1部でオフセット商品ではないのにも関わらずオフセットと称して販売している商品サービス等についてその違いを明確化することで、オフセットへの誤解からくる不適切な販売方法と、オフセットの取組み自体の課題とを区別する。 第2部では、特定者間完結型特有の課題について、証書等を第三者に転売するような、不適切な販売方法を明示するとともに、特定者間完結型の品質確保のガイドを示す。	
新美座長	資金提供を得てオフセットするケースは、第三者の確認を得ていなければならない。自治体間の取り組みや企業 CSR などについて事後的にレビューできるものか、ガイドラインを変えて書いたほうがよいのではないか。	商品販売・自己活動については、前述のとおり、市場流通型の情報提供ガイドに従うこととする。 資金提供を受けない、各社の CSR 活動や自治体間の取引 も、情報ガイド第5章自己活動に従うこととするが、本ガイドラインは初心者向けのわかりやすいものを目指しているため、 情報提供ガイドラインのポイントについても明記することとする。	
【論点】排出削減・吸収活動の第三者検証について			
池里委員	自治体だから検証はいらない、ということにはならない。委員会などで第三者が確認することは重要。	自治体であるからよい、というような例外措置を設けるのではなく、民間でも自治体でも専門家等により構成される第三者が確認すること、という方向で整理する。	

発言者	ご指摘事項	対応方針		
小林委員	県の森林吸収量の認証は、県が信頼性を担保している。第三者検証については、自治体の制度上ではJVERのどの点が簡素化できるかガイドラインで明示するとよい。	上記に同じ		
小林委員	業界団体独自の取り組みと、 JVER や本ガイドラインの特定者 の取り組みとは、第三者委員会 を設置し確認しているなどという 点で差別化し価値を担保してほ しい。	品質確保のための第三者検証、 無効化処理を担保する制度がないものについては、信頼性が担保できないことについて、ガイドラインで明確化する		
末吉委員小林委員	第三者検証を取得しているほうが、高く売れるというインセンティブを組み込むことが本ガイドラインの課題。	検証を受けていないクレジットの問題点については、海外事例を明示し、購入者側のリスクになる点をガイドラインに記載する		
末吉委員	第三者検証などの緩和策の案としては、JVER を 100 とした場合のウエイト付けをし、不足があれば 100 トンのうち 90 トンしか認めないなどという、一定の手続を経ないと削減したとみなさない罰則規定がインセンティブになるのではないか。	CCX は 1 ドル、VER は 5 ドル程度と安価なため、更に割り引くとなると市場が成熟していない段階では難しい。		
武川委員	第三者認証は特定者間では任意でよいという点については、第三者に広がりがあるものについては反対。JVER型を緩和する場合は、例えば自治体の取引は虚偽を言う可能性が低いことから例外的な緩和策を設定できるなど、念頭におく事例によって緩和策が異なると考えられる。	市場流通型オフセットに使うクレジットは、品質確保のため、 第三者の確認が求められる、という方向で整理する。特定者 間で取引されるものについては、基本的に J-VER に従うこと とし例外的な緩和策は設定しない。		
新美座長	有価証券のように、クレジットを流通させるためにどのように規制を設けるかということと、債券のように本当に価値があるかという問題とは別。削減量が確保され環境価値があるかどうかはクレジットであれ特定者間取引であれ、第三者にオフセットしたと PR する際は両者は同じ。	クレジットの流通については、カーボン・オフセットの指針に基づき、市場流通型に使えるオフセットとそうでないものの線引きを明確化する。クレジット自体の価値・品質については、J-VERとの比較で整理する。		
【論点】その他について				
池里委員	実施管理者や企画運営者などと いった用語については解説を入 れたほうがよい	解説が必要となる用語は極力使用しない方向とする。実施管 理者や企画運営者などといった言葉は削除。		

発言者	ご指摘事項	対応方針
武川委員	情報提供ガイドラインが既に存在するため、抵触する法令などは方向性が異なるべきではない。情報提供ガイドは、クレジットを買う=お金を出すのを前間はクレジットの取引と趣が異なるという位置づけであるならば、情報提供ガイドにも資金提供をする、しないという視点があってもよかったのではないか。	特定者間完結型であったとしても、オフセットに使われる以上、情報提供ガイドラインと同等の表示に従うこととする。
新美座長	情報の質に差があるにせよ、情報をだすべきかどうかという点は「求められます」と書いてよいのではないか。	「求められます」に修正
新美座長	商品への記載例などは公正取 引委員会に確認してもらったほう がよいのではないか	